

意見書案第 22 号

非核三原則の堅持を国内外に明確に示し、核兵器のない世界実現に向け主体的役割を果たすことを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 8 年 10 月 5 日

大津市議会議長

川 口 正 徳 様

提 出 者 佐 藤 弘

杉 浦 智 子

改 田 勝 彦

林 ま り

非核三原則の堅持を国内外に明確に示し、核兵器のない世界実現に向け主体的役割を果たすことを求める意見書

我が国は、世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器のない平和な世界の実現を訴え続けてきた。その道義的基盤となっているのが、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」とする非核三原則であり、半世紀以上にわたり国会決議等によって確認されてきた我が国の不変の国是である。

近年の国際情勢においては、安全保障環境の緊迫化に伴い、非核三原則の見直しや核共有を巡る議論が取り沙汰される場面が見られる。また、安全保障関連文書の運用・議論の中でも、非核三原則の扱いや位置付けに対する国民的な関心が一段と高まっている。

このような情勢下において、被爆国日本が非核三原則をどこまで重んじるのかについて、国民に不安や疑念を生じさせるような姿勢は避けなければならない。同原則の堅持なくして、核兵器廃絶を国際社会に訴える我が国の道義的基盤は揺らぎかねない。日本は、核兵器保有国と非保有国の橋渡し役として、現実的かつ具体的な核軍縮プロセスを主導すべきであり、その前提として、自らの非核政策を内外に対して疑義の生じない形で明確に示す責任がある。

一方、国際社会では、核保有国と非保有国の対立や安全保障上の懸念により、核軍縮の機運が停滞しかねない危機的状況にある。こうした時こそ、非核三原則を厳格に守り抜いてきた日本が、その実績と信頼を力とし、核軍縮・核不拡散体制の強化に向けて主体的な役割を果たしていくことが強く求められている。

よって、国及び政府においては、次の事項について速やかに対応されるよう強く求める。

記

- 1 非核三原則を、我が国の不変の国是として今後も堅持することを改めて明確に宣言し、その方針を閣議決定や国会答弁等を通じて内外に対して一貫して発信すること。
- 2 核兵器不拡散条約（NPT）体制を基軸として、核兵器保有国との実質的な対話を通じ、核兵器の役割低減、透明性向上、核戦力の削減など、現実的で具体的な核軍縮措置を主導すること。
- 3 核兵器禁止条約（TPNW）の理念を共有しつつ、締約国会議等へのオブザーバー参加や積極的な対話の機会を通じて、核兵器保有国と非保有国の橋渡し役として信頼を高め、核兵器廃絶に向けた国際的枠組みの強化に貢献す

ること。

- 4 広島・長崎をはじめとする被爆の実相を次世代へ確実に継承するため、被爆者支援の継続・拡充とともに、若い世代や海外の指導者・若者を対象とした被爆地訪問事業や平和教育を一層充実させること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

令和 8 年 10 月 5 日

大津市議会議長 川 口 正 徳

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

内閣官房長官

衆議院議長

参議院議長 あて